

日本司法精神医学会
学会認定精神鑑定医の標榜および名称使用についてのガイドライン

(2022年2月23日制定)

1 本ガイドライン制定の趣旨

精神鑑定には、被鑑定人の診察や検査を行い、診断し、場合によっては投薬を行うというように医療行為としての側面があります。その一方で、依頼者は通常、裁判所、検察官、弁護士など法律関係者であることが多く、通常の医療行為とは異なる側面もあります。日本司法精神医学会では、精神鑑定に関する学識および経験を有する医師を学会認定精神鑑定医(以下「認定鑑定医」という。)として認定していますが、こうした精神鑑定における医師の職務の特殊性を考慮すると、認定鑑定医の標榜や名称使用については、医療広告ガイドラインを参照するだけでは不十分と思われます。そこで、認定鑑定医の標榜および名称使用についての考え方を、ガイドラインとして定めます。

2 基本的な考え方

医療広告ガイドラインの述べる通り、広告を行う者は、その責務として、受け取り手が広告内容を適切に理解して、適切に選択できるよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければなりません。さらに、広告は鑑定や意見書依頼等を誘引するという目的を有するものであり、利用者へ向けた客観的で正確な情報伝達の手段として実施すべきです。

3 認定鑑定医の標榜および名称使用について

認定鑑定医の呼称は、鑑定を行うさいの肩書として使用することが適切です。また、ホームページでの紹介のさいに、資格として掲載することに問題はありません。

医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、(医療広告ガイドライン) (平成19年3月30日付医政発第0330014号別添)の第3の5(7)イ1fにあるように、「医師〇〇〇〇(認定鑑定医)」のような形態を主に想定しています。

4 医療法が禁止する広告の禁止

認定鑑定医の適正な標榜および名称使用を確保するために、医療法が禁止する広告を禁止します。医療法第6条の5第2項の規定及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号、以下「省令」という)第1条の9により、次の広告は禁止されています。

(i) 比較優良広告

具体例

- ・「肝臓がんの治療では、日本有数の実績を有する病院です」
- ・「当院は県内一の医師数を誇ります」
- ・「本グループは全国に展開し、最高の医療を広く国民に提供しております」
- ・「芸能プロダクションと提携しています」

- ・「著名人も〇〇医師を推薦しています」
- ・ 著名人も当院で治療を受けております」

こういった例示をもとに考えると

- ・ 刑事責任能力鑑定では、日本有数の実績を有する病院です
- ・ 当院は県内一の認定鑑定医数を誇ります
- ・ 本グループは全国に展開し、最高の精神鑑定を提供しております
- ・ 著名法律家も〇〇医師を推薦しています
- ・ 著名事件も当院で鑑定しました

などの表現は比較優良広告となるおそれがあり、認められません。

(ii) 誇大広告

科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず特定の手術や処置等の有効性を強調することにより、有効性が高いと称する手術等の実施へ誘導するものは、誇大広告として取り扱われます。

以下のような表現は誇大広告となるおそれがあり、認められません。

- 当院の司法精神医学相談は効果が高くおすすめです

(iii) 公序良俗に反する内容の広告

わいせつ若しくは残虐な図画や映像又は差別を助長する表現等を使用した広告など、公序良俗に反する内容の広告を意味するものであり、医療広告としては認められません。

(iv) 患者その他の者の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告

患者の体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想は異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療広告としては認められていません。したがって、以下のような表現も認められません。

- ・ 〇〇事件の弁護人の△△弁護士も〇〇先生に依頼して良かったと推薦しています。